

信州新町デイサービスセンター

運営規程

(施設概要)

事業所名	信州新町デイサービスセンター
事業所種別	通所介護・介護予防通所介護相当サービス
開設年月日	令和5年4月1日
事業所番号	2070107707
所在地	長野市信州新町日原東2186-1

(主 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ウエルフェアコスモスが設置する信州新町デイサービスセンター（以下「通所介護事業」という。）の運営について、介護保険法による指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 介護保険法（以下「法」という。）に基づき、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び、機能訓練を行うことにより、健全で安定した在宅生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、向上並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的として、通所介護サービスを提供する。

(運営方針)

第3条 通所介護事業の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の意志及び、人格を尊重し、常に利用者の立場にたって通所介護サービスを提供するよう努めるものとする。
- (2) 明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結びつきや世代間交流を重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との連携に努めるものとする。
- (3) 通所介護サービスを提供することにより利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図れるよう努めるものとする。
- (4) 介護予防相当サービスについては、軽度者の状況を踏まえつつ、自立支援の観点に立った効果的・効率的なサービス体系を構築し、目標指向型のサービス提供を行う。

(利用定員)

第4条 利用定員、営業日・時間は次のとおりとする。

定員	営業日	休日	営業時間
30名	月曜日～土曜日	日曜 12/31～ 翌年1/3	9:00～17:00 サービス提供時間 10:00～15:45

(職員)

第5条 職員の定数は、次のとおりとする。

管理者	1人
生活相談員	2人以上
看護職員	2人以上
機能訓練職員	1人以上
介護職員	5人以上

(職務)

第6条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、通所介護の業務を統括し、職員を指揮監督して適切な施設運営管理にあたる。
- (2) 生活相談員は、利用者の生活指導、面接、身上調査及び利用者の処遇の企画実施に関することに従事する。
- (3) 看護職員は、診療の補助、利用者の看護及び保健衛生に従事する。
- (4) 機能訓練員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練指導に従事する。
- (5) 介護職員は、利用者の生活全般について指導及び介護に従事する。

(職務分掌)

第7条 管理者は、職員の職務分掌を定めなくてはならない。

(サービス内容)

第8条 利用者に対する通所介護事業のサービス内容は、次のとおりとする。

食 事	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供する。
排 泄	・利用者の状況に応じ適切な排泄介助を行うとともに、排泄自立についても適切な援助を行う。
入 浴	・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いて入浴も可能。
相談・援助	・相談窓口を設け、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努める。
社会生活上	・必要な教養娯楽設備を整えるとともに、適宜レクリエーション行事を企

の便宜	画する。
送 迎	・利用者の居宅からサービス事業所までの送迎とし、実施地域外等の場合は双方で協議の上、取り決める。

(通常サービス提供の実施地域)

第9条 通常サービス提供の実施地域は、長野市信州新町地区) とする。

(利用料その他の費用の額)

第10条

- 1、通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の厚生労働省告示上の額とする。
- 2、前項のサービスが法定代理サービスであるときは、各個人の負担割合に応じた利用料の支払いを利用者から受けるものとする。
- 3、前項のほか、施設は利用者から次の各号に掲げる費用の額の支払いを受ける。
(料金表参照)
 - (1) 食費
 - (2) 通常送迎の実施範囲を超える地域への送迎は相談による。送迎をした場合の費用は別途定める。
 - (3) おむつ代
 - (4) 延長料金
 - (5) 前各号で掲げるもののほか施設が提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担が適当と認められるもの
- 4、利用料その他の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその身元引受人に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。
- 5、利用料その他費用の額を変更する場合には、利用者又はその身元引受人に対して事前に文書で変更後の額及びその根拠について説明した上で、変更に同意する旨の文書に署名を受ける。

(留意事項)

第11条 利用者は、施設の利用に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 部屋・設備 器具の利用	施設内の部屋や設備・器具は、本来の用法に従って利用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償もあり得る。
(2) 禁 煙	禁煙は、指定場所とする。火気類の保管は、事務所で行う。
(3) 迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為は、してはならない。
(4) 宗教・政治・ 営利活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動をしてはならない。

(相談窓口・苦情処理)

第12条

- 1、サービスに関する相談や苦情については、相談室を設けるとともに窓口担当者を決めて対処するものとする。
- 2 提供したサービスに関して、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは呈示の求め又は、当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は、助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体拘束の禁止)

第13条 身体拘束は原則として行わないこととする。但し、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合は、予め定めた手続きに基づき、身体拘束を行う場合がある。身体拘束を行った場合はその内容について記録する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 施設(事業所)は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(緊急時等対応)

第15条 利用者に病状の急変が生じたとき、その他必要な場合は、速やかに関係医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(災害防止対策)

第16条 管理者は、災害防止と利用者の安全を守るため、次の事項を行わなければならない。

- (1) 消火器、室内消火栓、非常口、通報警報装置、その他の防災設備を設け、常に点検整備をしておくこと。
- (2) 室内配線、ボイラー等の発火しやすい箇所の点検を随時行うこと。
- (3) 非常災害に対処する具体的実施計画を立て、所轄消防機関と連絡し、避難・救出及

び防火に対する訓練を随時行うこと。

(4) 近隣地区との連携を密にし、非常時の相互の応援体制を確立すること。

(職員の服務規律)

第17条 職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第18条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第19条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人ウエルフェアコスモスの就業規則による。

(職員の健康管理)

第20条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第21条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第22条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(運営会議)

第23条 管理者は、利用者の処遇の向上を図るため、職員をもって組織する運営会議を開催し、生活指導、保健衛生、給食、災害対策及び避難訓練等について、月間及び年間の計画を立て、その効果的な遂行に努めなければならない。

(帳簿等の整備)

第24条 管理者は、運営及び利用者の処遇の状況等に関する一切の事実を正確に記録し、常に実情を的確に把握するため、必要な帳簿を備えて整備しておかなければならない。また各種帳簿については定められた期間保管するものとする。

(ハラスメント防止)

第25条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により従業者の就業環境を害することを禁じる。

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ウエルフェアコスモス理事長が別に定める。

附則 この規定は令和5年4月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。